

# 発掘届提出時の留意事項

吉岡町文化財センターのホームページもご確認ください。



## 1. 発掘届

- (1) **群馬県知事宛て（2部）**を吉岡町文化財センターへ提出（町から県へ進達）
- (2) 届出者（連名の場合には連書）
- (3) 氏名等の後の**押印は不要**
- (4) 「6 工事主体者」と表面の「届出者」は同一人とする。
- (5) 「8 着手予定時期」・「9 終了予定時期」の記載については、文化財担当者と事前協議のこと。

※届出は着手の60日前まで

- (6) 添付書類について
    - ① 町内の事業地の**位置図**（住宅地図程度の縮尺）
    - ② 周知の埋蔵文化財包蔵地との関係がわかるように、「**マッピングぐんま 遺跡・文化財**」縮尺 1/2500・1/5000を添付
    - ③ 事業地を明記した「**公図**」等
    - ④ 事業地内の建物等の「**設計平面図**」（申請地内での建物、浄化槽、貯留槽など、それぞれの位置・面積・大きさなどが確認できる配置図。BM、現況 GL、設計 GL を明記。盛土や切土のある場合はその造成図面も添付。建築面積がわかる資料を添付してください。）
    - ⑤ 土地の切り盛り及び建物等の基礎部分の深さ（掘削する深さ）、浄化槽の設置状況、柱状改良（軟弱な土壌に建物等を建てる場合に、基礎部分に柱状に深く土壌凝固剤を注入する等の工法）、シートパイル（シートパイルを打ち込む工法）等の有無がわかる「敷地断面図」・「矩計図」
- ※【地盤改良を行う場合】杭配置図・杭の大きさ（面積）・深さがわかるの添付が必要です（地盤改良の有無判明後に県に進達となります）。

※ ①～⑤は、建築確認申請時の図面を利用しても可（必要のない図面は添付不要）

## 2. 調査承諾書（※発掘届とは別綴じとする）

- (1) 吉岡町教育委員会教育長宛て 1部
- (2) 土地所有者が複数の場合には、各所有者より届出のこと
- (3) 氏名の後に**捺印**のこと（認印可）

## 3. その他

- (1) 確認調査実施にあたり、地下埋設物や地上にある構造物や立木、草等、調査に支障があると判断した物の撤去をお願いすることがあります。
- (3) その他不明な点については、文化財担当者と協議してください。

《問い合わせ先》

吉岡町教育委員会 文化財センター  
370-3604 吉岡町南下 1322-12  
TEL：0279-54-9443 FAX：0279-25-7765  
MAIL：bunkazai@town.yoshioka.gunma.jp